条約

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約第七号

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

日本国政府及びトルコ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国とトルコ共和国との間に存在する友好関係に基づき、

日本国及びトルコ共和国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

日本国及びトルコ共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

二千年七月六日に作成された追加議定書により補足された千九百八十一年六月三十日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのトルコ共和国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「トルコ共和国に関する保障措置協定」という。）に従い、トルコ共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

原子力の安全、核セキュリティ及び核不拡散が確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

平和的目的のための原子力の利用及び原子力の安全の保証についての協力の重要性を強調して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であって、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により決定される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により決定されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により決定されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が特定し、及び決定する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。当該特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、当該特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が共同で決定する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が共同で決定する核物質

第二条

1 この協定の下での協力は、次の方法により行うことができる。

(a) 専門家及び研修生を交換すること。

(b) 両締約国政府、両締約国政府の認められた者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者とによって決定される条件で、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報を交換すること。